

令和7年度 警報等発表時の園児の登降園について

半田市教育委員会

1 「暴風警報」又は「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登園前

※ 登園前に警報が発表されている場合は、登園しません。

- ・ 午前6時30分以降に、警報が解除された場合は、幼稚園は休園です。

(6時30分ちようども含めます。)

- ・ 午前6時30分になる前に解除された場合は、平常通りの保育を行います。ただし、登園が危険と判断された場合は、登園を見合わせ、安全が確認されたら登園してください。

(2) 登降園中

「暴風警報」「暴風雪警報」に気づかれた方は、速やかに帰宅してください。

(3) 登園後

降園準備をさせます。速やかに迎えに来てください。

2 特別警報が半田市を含むエリアに発表された場合

(1) 登園前

自宅待機とし、園から連絡があるまでの間、臨時休園日とします。

(2) 登降園中

特別警報の発表を知った時点で、身体の安全を確保した上、帰宅または安全と思われる場所へ避難してください。

(3) 登園後

①あらかじめ定められた方法に基づき避難させ、園及び避難場所で待機させます。

②幼稚園まで安全に迎えに来られると保護者が判断された場合は、速やかに迎えに来てください。安全な迎えが難しい場合は保護者の迎えがあるまで、幼稚園でお預かりします。

3 「大雨・洪水警報」又は「大雪警報」が半田市に発表された場合

「大雨・洪水警報」「大雪警報」の発表では休園とはなりません。

(1) 登園前

登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全の確認後、登園させてください。この場合、園へ連絡してください。

(2) 登降園中

保護者が危険と判断したら、身体の安全を確保した上、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。この場合、園へ連絡してください。

(2) 登園後

気象状況や通園路等の状況から判断し、保育を中止して降園させることもあります。この場合、連絡いたします。

4 「雷注意報」が半田市に発表された場合、又は、雷が発生している場合

(1) 登園前

登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全の確認後、登園させてください。この場合、園へ連絡してください。

(2) 登降園中

保護者が危険と判断したら、身体の安全を確保した上、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。この場合、園へ連絡してください。

5 津波警報または大津波警報が半田市に発表された場合

(1) 登園前

自宅待機とし、園から連絡があるまで臨時休園日とします。解除後の対応は「暴風警報」「暴風雪警報」発表時の対応と同じとします。

(2) 登降園中

警報が出されたことを知った時点で、帰宅、又は高台に避難してください。

(3) 登園後

①あらかじめ定められた方法に基づき避難させ、園及び避難場所で待機させます。

②警報が解除されるまで原則降園させません。警報が解除され、安全が確認され次第、保護者への引き渡しを行います。

※ 震源が海岸に近い地点である場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合や津波の情報が十分に行き渡らない場合もあります。海岸に近く、標高の低い学校では、揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなく、安全な高台に避難してください。

6 「南海トラフ地震臨時情報」が半田市に発表された場合

(1) 半田市は、事前避難対象地域に設定されていないため、平常通りの保育を行います。

ただし、登園が危険と判断された場合は、登園を見合わせ、安全が確認されたら登園してください。

※「南海トラフ地震臨時情報」とは、南海トラフの東側と西側で地震が時間差で起きる場合があることに着目した仕組みで、気象庁が南海トラフ地震発生の可能性が高まっていることをお知らせし、注意を呼びかける情報です。【調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了】の4種類が存在し、発生した事象に応じて発表されます。

※「事前避難対象地域」とは、後発地震の発生時に津波の到達又は津波到達前に堤防沈下による浸水で避難が間に合わないおそれがある地域で、県内13市町村が設定しています。【半田市は対象地域に設定されていません】

7 愛知県内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

(1) 登園前、家にいる場合

- ① 登園を止め、身を守る行動をとらせてください。
- ② 情報収集に努め、政府からの指示があればそれに従ってください。
- ③ 安全が確認されたら、登園してください。

(2) 登降園中

- ① 近隣の建物など屋内に避難します。
- ② 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。

(3) 登園後

- ① 直ちに保育を中止し、屋内で身を守る行動をとらせます。
- ② 安全が確認されたら、保育を再開します。

※詳しくは「総務省消防庁のHP」-「国民保護」-「全国瞬時警報システム（Jアラート）業務規程」参照

8 災害等による大きな被害が半田市に出た場合

上記1～6の対応によらず、随時状況に応じた対応を行います。

